岩手県規則第28号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前

1	(代決	<u>-</u> ;	
	第8条	決裁権者が不在のときは、第1号又は	第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第
	1 順位	Z者が代決し、決裁権者及び第1順位者	が不在のときは、当該区分に従い第2順位者

(1) 本庁における代決

が代決する。

決裁権者	1	大
以	第1順位者	第2順位者
[略]		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災
		室長、ラグビーワールドカップ
		2019推進室長、廃棄物特別対策
		室長、若者女性協働推進室長、
		雇用対策・労働室長、ものづく
		 り自動車産業振興室長、競馬改
		 革推進室長若しくは県産米戦略
		室長又は主管の総括課長
	[略]	
 [略]	L MET]	
	ГшФЛ	
局長		Fm fe ¬
	2以上の副局長を置く局に	[略]
	あっては、局長があらかじ	
	め指定する副局長	
	会計指導監	当該事務を担当する課長又は担
		<u>当課長</u>
副局長	[略]	当該事務を担当する担当課長
 企画室長、総務室長	[略]	
、政策推進室長、地		
、 以來推進主及、地 域振興室長、科学 I		
L C推進室長、国際		
室長、交通政策室長		
、三陸防災復興プロ		
ジェクト2019推進室		
長、ラグビーワール		
ドカップ2019推進室		
長、廃棄物特別対策		
室長、若者女性協働		
推進室長、医療政策		
室長、 <u>雇用対策・労</u>		
<u>働室長</u> 、ものづくり		
自動車産業振興室長		
、競馬改革推進室長		
又は県産米戦略室長		
[略]	T	
広聴広報課総括課長	[略]	

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者 が代決する。

改正後

(1) 本庁における代決

決裁権者	1	六 決権者
(人) (X) (推 · 日	第1順位者	第 2 順位者
[略]		
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災
		室長、地域振興室長、 I L C推
		進室長、国際室長、交通政策室
		 長、科学・情報政策室長、三陸
		 防災復興プロジェクト2019推進
		<u>室長</u> 、ラグビーワールドカップ
		2019推進室長、廃棄物特別対策
		室長、若者女性協働推進室長、
		定住推進・雇用労働室長、もの
		づくり自動車産業振興室長、競
	Em to 3	戦略室長又は主管の総括課長
F=4-7	[略]	
[略]		
局長	[略]	
	2以上の副局長を置く局に	[略]
	あっては、局長があらかじ	
	め指定する副局長	
副局長	[略]	当該事務を担当する課長又は担
		当課長
企画室長、総務室長	[略]	
、政策推進室長、地		
域振興室長、 <u>I L C</u>		
推進室長、国際室長		
、交通政策室長 <u>、科</u>		
学・情報政策室長、		
三陸防災復興プロジ		
ェクト2019推進室長		
、ラグビーワールド		
カップ2019推進室長		
、廃棄物特別対策室		
長、若者女性協働推		
進室長、医療政策室		
是主義、		
労働室長、ものづく		
カ <u>関重氏</u> 、ものうく り自動車産業振興室		
長、競馬改革推進室		
長又は県産米戦略室		
長		
	[mer]	
広聴広報課総括課長	[略]	Wildam Book Soon - 1997 -
r		- ンット キーニサ ニ ぶぇ ゚ よ、ド よ 忙 一十 フ
人事課総括課長	職員育成監又は当該事務を 担当する担当課長	総括課長があらかじめ指定する 職員

特命参事	[略]	
課長	担当課長、特命課長又は室	
	長、総括課長 <u></u> 所長 <u>若しく</u>	
	は会計指導監があらかじめ	
	指定する職員	
担当課長	特命課長又は室長、総括課	
	長 <u>、</u> 所長 <u>若しくは会計指導</u>	
	<u>監</u> があらかじめ指定する職	
	員	
特命課長	室長、総括課長 <u>、</u> 所長 <u>又は</u>	
	会計指導監があらかじめ指	
	定する職員	
[略]		
報道監	[略]	
防災危機管理監	[略]	
[略]		
県産米販売推進監	[略]	
会計指導監	当該事務を担当する課長又	会計指導監があらかじめ指定す
	は担当課長	<u>る職員</u>

(2) 出先機関における代決

機	用用	決裁権者	代決	権者
筬	渕	伏秋惟有	第1順位者	第2順位者
[昭	各]			
農業	研究	所長	<u>副所長</u>	主管の部長、畜産研究所
センタ	<i>7</i> —			長又は県北農業研究所長
		副所長	部長、畜産研究所長、県	主管の課長(課長を置か
			北農業研究所長又は当該	ない部にあっては、所長
			事務を担当するプロジェ	があらかじめ指定する職
			クト推進室長	員) 又は次長(畜産研究
				所にあっては、当該事務
				を担当する次長)
		部長、畜産研究所	主管の課長、室長 <u>(課長</u>	
		長又は県北農業研	を置かない部にあっては	
		究所長	、所長があらかじめ指定	
			する職員) 又は次長(畜	
			産研究所にあっては、当	
			該事務を担当する次長)	
		[略]		
[略	各]			T
農業	改良	所長	副所長(中央農業改良普	[略]
普及	セン		及センターに限る。)	
ター			所長があらかじめ指定す	
			る職員	
		副所長	所長があらかじめ指定す	
			る職員	
		普及サブセンター	[略]	
		所長		

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監<u>、会計指導監</u>、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、会

	1	
特命参事	[略]	
課長	担当課長、特命課長又は室	
	長、総括課長 <u>若しくは</u> 所長	
	があらかじめ指定する職員	
担当課長	特命課長又は室長、総括課	
	長 <u>若しくは</u> 所長があらかじ	
	め指定する職員	
特命課長	室長、総括課長 <u>又は</u> 所長が	
	あらかじめ指定する職員	
[略]		
報道監	[略]	
職員育成監	人事課総括課長があらかじ	
	め指定する職員	
防災危機管理監	[略]	
[略]		
県産米販売推進監	[略]	

(2) 出先機関における代決

Lolo	HH.	24 +N 1/2 +V	代決	権者
機	関	決裁権者	第1順位者	第2順位者
[略	-]			
農業研	开究	所長	主管の部長、畜産研究所	主管の課長、室長又は次
センタ	_		長又は県北農業研究所長	長(畜産研究所にあって
				は、当該事務を担当する
				<u>次長)</u>
			主管の課長、室長又は次	
			長(畜産研究所にあって	
		究所長	は、当該事務を担当する	
			次長)	
		 [略]		
 [略	:7	[[[
農業引		所長	主管の課長又は普及サブ	[略]
普及十		1212	センター所長	EMHU
ター				
		普及サブセンター	[略]	
		所長		
[略	;]			
(士n H kk -	11・スト	[決事項]		

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、部 付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関するこ と。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、部

計指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、会計指導監、部付及び局 付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長及び総括調査監の服務に関すること

(6)~(15) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長(復興局長を除く。)にあっては、次条第1項 及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のと┃第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のと おりとする。

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、 5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メー トル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、農村 建設課及び出納局の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までに おいて同じ。)。

 $(7)\sim(22)$ [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、<u>科学ILC推進室長</u>、国際室長、交通政策室 | 第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、<u>ILC推進室長</u>、国際室長、交通政策室長<u>、</u> 長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃 棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづ くり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調 査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総 括課長にあっては、第10号を除く。)。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- (5) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地 域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進 監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課 長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際 監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、 県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服 務並びに職員の服務に関すること。
- (7) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地 域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進 監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課 長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)~(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監 、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販 売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

- (3) 室長、総括課長、所長、総括調査監又は会計指導監が指定する職員の超過勤務命令 、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、総括課長、所長、総括調査監又は会計指導監が指定する職員の休暇に関する こと。

(5)~(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課<u>及び出納局</u>の管理課長(復興局にあっては<u>、</u>復興推進課総括課長)は、次 | 第18条 主管室課の管理課長(復興局にあっては復興推進課総括課長<u>、出納局にあっては総</u> に掲げる事項を専決することができる。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満(工事執行後に取得する場合は、 5億円未満)の公有財産の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、農村建設 課及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。)。

付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、部付及び局付の休暇その 他の服務並びに参事、総括課長、所長及び総括調査監の服務に関すること。

(6)~(15) [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

おりとする。

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、 5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メー トル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、農村 建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号 までにおいて同じ。)

 $(7)\sim(22)$ [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ 2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・ 雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総 括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部 局等の総括課長にあっては、第10号を除く。)。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- (5) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監<u>、職員育成監</u>、防災危機管理監、地 域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、 競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課 長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関す ること。
- (6) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携 推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県 産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休 暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (7) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地 域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、 競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課 長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)~(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調 | 第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監<u>、職員育成監</u>、防災危機管理監 、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジ ェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監 及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

- (3) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命 令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の休暇に関すること。

(5)~(20) [略]

(主管室課の管理課長等共通専決事項)

務課総括課長)は、次に掲げる事項を専決することができる。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満(工事執行後に取得する場合は、 5億円未満)の公有財産の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、農村建設 課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。

(5)~(13) [略]

(14) 第4号、第5号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出 負担行為 (第16条第1項第9号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含み、第28 条管理課長専決事項第6号に掲げる事項を除く。) に関すること。

(15)~(24) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は会計指導監が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括|第19条 室長、総括課長又は所長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長、所長若 課長、所長若しくは監(総括課長、所長又は監が直接事務を担当する場合に限る。)、課 長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は 会計指導監があらかじめ指定したものを専決することができる。

 $(1)\sim(8)$ [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおり | 第21条 総務室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 とする。

部長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

室長専決事項

(1) 設計額2億5,000万円以上の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の資格に限る。)に関するこ と。

行政経営課長専決事項

- (1) 内部統制に関する事務の総括に関すること。
- (2) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。
- (3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。
- (4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (5) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

入札課長専決事項

(1) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名に関すること。

2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 2 人事課の分掌事務について、総括課長、職員育成監及び担当課長の専決できる事項は、 する。

「略]

給与人事担当課長専決事項

(1)~(10) 「略]

(11) 職員の能力開発研修の実施に関すること(組織担当の主管に属するものを除く。

<u>(12)</u> [略]

組織担当課長専決事項

(1) 職員の能力開発研修の実施に関すること(給与人事担当の主管に属するものを除く 。)。

3 [略]

4 法務学事課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりと

<u>する。</u>

総括課長専決事項

- (1) 宗教法人の規則、合併及び任意解散の認証に関すること。
- (2) 県報登載事項に関すること。
- (3) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (4) 官報報告及び総務省報告に関すること。

) 。

(5)~(13) [略]

(14) 第4号、第5号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出 負担行為(第16条第1項第9号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含み、第28 条第1項総括課長専決事項第5号に掲げる事項を除く。) に関すること。

(15)~(24) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

しくは監(総括課長、所長又は監が直接事務を担当する場合に限る。)、課長又は担当課 長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長又は所長があらかじめ指 定したものを専決することができる。

 $(1)\sim(8)$ [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

法務・情報公開課長専決事項

- (1) 宗教法人の規則、合併及び任意解散の認証に関すること。
- (2) 県報登載事項に関すること。
- (3) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (4) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。
- (6) 行政文書事務の指導に関すること。
- (7) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (8) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (9) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (10) 毛筆浄書に関すること。

次のとおりとする。

[略]

給与人事担当課長専決事項

(1)~(10) [略]

<u>(11)</u> [略]

職員育成監専決事項

- (1) 職員の能力開発研修の実施に関すること。
- 3 [略]
- 4 行政経営推進課の分掌事務について、部長及び総括課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 内部統制に関する事務の総括に関すること。
- (2) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。

(5) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の認可に関すること

私学·情報公開課長専決事項

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること(認可に係る事項を除く

- (2) 私立学校関係法人に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。
- (4) 行政文書事務の指導に関すること。
- (5) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (6) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (8) 毛筆浄書に関すること。
- 5 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 5 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと する。

[略]

税務担当課長専決事項

(1) [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと する。

総括課長専決事項

(1)~(13) [略]

(14) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

[略]

7・8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2 [略]

2 [略]

りとす<u>る。</u> 総括課長専決事項

する。

[略]

する。

[略]

7・8 [略]

第22条 [略]

(1) [略]

総括課長専決事項 (1)~(13) [略]

課税・システム担当課長専決事項

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の認可に関すること。

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

私学振興担当課長専決事項

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること(認可に係る事項を除く。

3 学事振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお

(2) 私立学校関係法人に関すること。

(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

(4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(5) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

(6) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

<u>4</u> [略]

3 [略]

4 情報政策課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次 <u>のとおりとする。</u>

部長専決事項

(1) 地域情報化及び行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 地域情報化及び行政情報化に関する調整及び推進に関すること。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

地域情報化担当課長専決事項

(1) 地域情報化に係る施策の実施に関すること。

情報システム担当課長専決事項

(1) 行政情報化に関する調整に関すること(電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に

<u>係るものに限る。)。</u>

- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。
- 5 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次の 5 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次の とおりとする。

[略]

地域振興監専決事項

- (1) [略]
- (2) 定住交流の促進に関すること。
- <u>(3)</u> [略]
- <u>(4)</u> [略]
- <u>(5)</u> [略]

[略]

次のとおりとする。

とおりとする。

[略]

地域振興監専決事項

(1) [略]

<u>(2)</u> [略]

<u>(3)</u> [略]

<u>(4)</u> [略]

[略]

6 科学<u>ILC推進室</u>の分掌事務について、室長<u>、</u>課長<u>及び担当課長</u>の専決できる事項は、 6 <u>ILC推進室</u>の分掌事務について、室長<u>及び</u>課長の専決できる事項は、次のとおりとす る。

室長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策に関すること

(3) [略]

科学技術担当課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。
- (3) 知的財産に関すること(ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く

ILC推進課長専決事項

- (1) [略]
- 7・8 [略]

9 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務について、部長、室長、総括プロジェ クト推進監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画に関すること。 室長専決事項
- (1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な調整に関すること。 [略]

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び指定職員(部長が指 | 第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長<u>、課長</u>、担当課長及び指定職員(部 定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の専決できる事項は、次のとお りとする。

[略]

世界遺産担当課長専決事項

(1) [略]

[略]

- 2 [略]
- 3 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課 | 3 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課 長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な企画に関すること。
- 室長専決事項
- (1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な調整に関すること。
- (2) [略]

[略]

受入態勢整備担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長<u>及び担当課長</u>の専決できる事項は、次の 第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする とおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

- ILC推進課長専決事項
- (1) [略]
- 7・8 [略]
- 9 科学・情報政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は 次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策に関すること。
- (3) 地域情報化及び行政情報化に係る施策に関すること。

科学技術課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。
- (3) 知的財産に関すること(ものづくり自動車産業振興室の主管に属するものを除く。) 。

地域情報化担当課長専決事項

(1) 地域情報化に係る施策の実施に関すること。

行政情報化担当課長専決事項

- (1) 行政情報化に係る施策の実施に関すること。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。
- 10 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務について、部長、室長、総括プロジェ クト推進監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な調整に関すること。

[略]

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

長が指定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の専決できる事項は、次 のとおりとする。

[略]

世界遺産課長専決事項

(1) [略]

[略] 2 [略]

長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

- (1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な調整に関すること。
- (2) [略]

[略]

受入態勢整備担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

連携推進課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に係る釜石市及び関係機関との連携に関するこ

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

[略] [略] ジオパーク推進担当課長専決事項 ジオパーク推進課長専決事項 (1) [略] (1) [略] 2 [略] 2 [略] 3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の 3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の とおりとする。 とおりとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 (1) • (2) [略] (1) • (2) [略] (3) 海岸漂着物等の処理等の総括に関すること [略] [略] $4 \sim 6$ [略] $4 \sim 6$ [略] 7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとお 7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 室長専決事項 室長専決事項 (1) • (2) [略] (1) • (2) [略] (3) 女性活躍支援に係る施策に関すること。 (4) 多様な主体の連携及び協働並びに県民運動の促進に係る施策に関すること。 <u>(3)</u> [略] <u>(5)</u> [略] (4) 女性活躍支援に係る施策に関すること。

NPO・協働課長専決事項

<u>(1)</u> [略]

<u>(2)</u> [略]

(3) [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 「略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団 法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。

(5)~(15) [略]

4 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること(地域福祉課の主管に属するものを 除く。)。

5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次 5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社 会福祉法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督 に関すること。

(7)~(17) [略]

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

(8) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人、一般財 団法人、公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。

(9)~(14) [略]

[略]

連携協働課長専決事項

(1) 多様な主体の連携及び協働並びに県民運動の促進に係る施策の実施に関すること。

<u>(2)</u> [略]

(3) [略]

(4) [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

りとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人の監督に関すること。

(5)~(15) [略]

4 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

(1) • (2) [略]

(3) 老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人の監督に関すること(地域福祉課の主 管に属するものを除く。)。

[略]

のとおりとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社 会福祉法人の監督に関すること。

(7)~(17) [略]

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

(8) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人の監督に関すること。

(9)~(14) [略]

[略] [略] 7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと | 7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。 おりとする。 室長専決事項 室長専決事項 (1) • (2) [略] (1) • (2) [略] (3) 病院の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令に関すること。 (3) 病院の開設者に対する業務停止命令等に関すること。 (4) • (5) [略] (4)・(5) [略] (6) 病院の管理者の変更命令に関すること。 <u>(7)</u> [略] (6) [略] <u>(8)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(9)</u> [略] (8) [略] <u>(10)</u> [略] <u>(9)</u> [略] (11) [略] (10) [略] <u>(12)</u> [略] <u>(11)</u> [略] (13) [略] (12) [略] 医務課長専決事項 医務課長専決事項 (1) [略] (1) [略] (2) 医療法人からの報告徴収に関すること。 (2) 医療法人からの報告徴収及び医療法人への立入検査に関すること。 (3) [略] (3) [略] (4) 病院等の開設者に対する検査に関すること。 (4) 病院の開設者に対する検査に関すること。 (5)~(14) [略] (5)~(14) [略] [略] [略] (商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) (商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 企画課長専決事項 (1) 県土地開発公社の指導監督に関すること。 管理課長専決事項 管理課長専決事項 $(1)\sim(9)$ [略] $(1)\sim(9)$ [略] 2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 (1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に係る施策に関すること(広域振興局の (1) 中小企業の経営並びに起業、創業及び事業承継の支援に係る施策に関すること(広 域振興局の主管に属するものを除く。)。 主管に属するものを除く。)。 (2) • (3) [略] (2) • (3) [略] 新事業·団体支援担当課長専決事項 中小企業振興担当課長専決事項 (1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に係る施策の実施に関すること(広域振 (1) 中小企業の経営並びに起業、創業及び事業承継の支援に係る施策の実施に関するこ 興局の主管に属するものを除く。)。 と (広域振興局の主管に属するものを除く。)。 (2) [略] (2) [略] (3) 中小企業金融に係る施策の実施に関すること。 (4) 貸金業に関すること。 金融・商業まちづくり担当課長専決事項 商業まちづくり担当課長専決事項 (1) 中小企業金融に係る施策の実施に関すること。 (2) 貸金業に関すること。 <u>(3)</u> [略] <u>(1)</u> [略] 3・4 [略] 3 • 4 [略] 5 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長<u>及び</u>課長の専決できる事項は、次のとおり┃5 <u>定住推進・雇用労働室</u>の分掌事務について、室長<u>、</u>課長<u>及び担当課長</u>の専決できる事項 は、次のとおりとする。 とする。 [略] [略] 雇用対策課長専決事項 雇用推進課長專決事項 (1) [略] (1) [略] (2) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること(移住定住推進担当及び他課等

の主管に属するものを除く。)。

(1) 移住及び定住の推進に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

(2) 県内の企業への就職等の促進に関すること(雇用推進担当及び他課等の主管に属す

移住定住推進担当課長専決事項

るものを除く。)。

(3) [略]

[略]6 [略]

(2) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

[略]

6 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略] 第26条 [略] $2 \sim 4$ [略] $2 \sim 4$ [略] 5 農業普及技術課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の 5 農業普及技術課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は とおりとする。 、次のとおりとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 (1)~(15) [略] (1)~(15) [略] (16) 農業普及員の育成に関すること。 普及担当課長専決事項 普及担当課長専決事項 (1) 農業技術の改良普及の調整に関すること。 (1) 農業技術の改良普及の調整に関すること(農業革新支援担当の主管に属するものを 除く。)。 $(2)\sim(4)$ [略] $(2)\sim(4)$ [略] (5) 農業経営の改善の推進に関すること。 (5) 農業経営の改善の推進に関すること(農業革新支援担当の主管に属するものを除く 。)。 農業革新支援課長専決事項 (1) 農業技術の改良及び農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導 の推進に関すること。 (2) 農業普及員の育成の実施に関すること。 農業革新支援担当課長専決事項 (1) 農業技術の改良及び農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導 の調整に関すること。 [略] 6 [略] 7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 $(1)\sim(3)$ 「略] $(1)\sim(3)$ [略] (4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。) (4) [略] <u>(5)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(7)</u> [略] (8) [略] <u>(8)</u> [略] (9) [略] (10) [略] (9) [略] <u>(10)</u> [略] (11) [略] (11) [略] <u>(12)</u> [略] <u>(12)</u> [略] (13)[略] (13)[略] (14)[略] [略] [略] 8 • 9 [略] 8 • 9 [略] 10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 [略] [略] 林業担当課長専決事項 林業・木材担当課長専決事項 (1)・(2) 「略] (1)・(2) [略] 11~13 [略] 11~13 [略] 14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。 のとおりとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 $(1)\sim(3)$ [略] $(1)\sim(3)$ [略] (4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。) <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] [略] [略] 15・16 [略] 15・16 [略] (県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項) (県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第27条 [略] 第27条 [略] 2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は 2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は 、次のとおりとする。 総括課長専決事項

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の 5の2の資格を除く。)に関すること。

(6)~(13) [略]

[略]

3・4 [略]

おりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 流水の占用の許可に関すること。

(3) 河川区域内の土地の占用の許可に関すること。

(4) 河川区域内の土地における土砂等の採取の許可に関すること。

(5) 河川区域内の土地における工作物の新築等の許可に関すること。

(6) 河川区域内における土地の掘削等の許可に関すること。

(7) 許可工作物の建設工事の完成検査に関すること。

<u>(8)</u> [略]

(9) 河川保全区域における土地の掘削等及び工作物の新築等の許可に関すること。

(10) 河川予定地における土地の掘削等及び工作物の新築等の許可に関すること。

(11) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(他課等の主管に属するものを除く。) におけ <u>る土石等の採取、他の施設等の新</u>設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関すること。

(12) 砂利採取計画(河川において砂利の採取を行うものに限る。)の認可に関すること

<u>(13)</u> [略]

<u>(14)</u> [略]

<u>(15)</u> [略]

<u>(16)</u> [略]

(17) [略]

河川海岸担当課長専決事項

(1) [略]

(2) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること(河川区域、海岸保全区域 (他課等の主管に属するものを除く。) 及び一般公共海岸区域に係るものに限る。)。 [略]

りとする。

総括課長専決事項

(1) 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。

(2) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の維 持管理に関すること。

特命課長専決事項

(1) 公共土木施設の災害復旧事業に関すること(東日本大震災津波に係るものに限る。

(2) 土砂災害警戒区域の指定の推進に関すること。

、次のとおりとする。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号) 第167条の5の2の資格を除く。) に関すること。

(6)~(13) [略]

[略]

3・4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと 5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

<u>(3)</u> [略]

(4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

<u>(5)</u> [略]

<u>(6)</u> [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

河川管理担当課長専決事項

(1) 流水の占用の許可の更新に関すること。

(2) 河川区域内の土地の占用の許可に関すること。

(3) 河川区域内の土地における土砂等の採取の許可に関すること。

(4) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域(他課等の主管に属するものを除く。)におけ る土石等の採取の許可に関すること。

(5) 砂利採取計画(河川において砂利の採取を行うものに限る。)の認可に関すること

(6) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること(河川区域、海岸保全区域 (他課等の主管に属するものを除く。) 及び一般公共海岸区域に係るものに限る。)。 河川海岸担当課長専決事項

(1) [略]

[略]

6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び<u>特命課長</u>の専決できる事項は、次のとお 6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び<u>担当課長</u>の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の管 理に関すること。

(2) 砂防設備等の整備に関すること。

(3) 公共土木施設の災害復旧事業の企画及び調整に関すること。

砂防災害担当課長専決事項

(1) 土砂災害警戒区域等の基礎調査に関すること。

(2) 砂防設備等の維持管理に関すること。

7・8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項 9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)~(12) [略]

(13) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理に関すること。

 $(14) \sim (23)$ [略]

住宅課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

- (6) 宅地建物取引業者の免許に関すること。
- (7) 宅地建物取引士資格の登録に関すること。
- (8) 住宅瑕疵担保責任履行に係る届出等の処理に関すること(宅地建物取引業者からの 届出等に限る。)。

[略]

10 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 県土地開発公社の指導監督に関すること。

のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

[略]

- 3 産業再生課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること (他課等の主管に属する <u>ものを除く。)。</u>
- (2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること(他課 等の主管に属するものを除く。)。

<u>4</u> [略]

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 <u>出納局</u>の分掌事務について、<u>局長</u>、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

局長専決事項

- (1) [略]
- (2) 資金運用計画に関すること。

(3) 公共土木施設の災害復旧事業の実施に関すること

7・8 [略]

は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)~(12) [略]

(13) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の入居、明渡し、家賃の決定及び駐車場の使用 料の決定に関すること。

(14)~(23) 「略]

住宅管理担当課長専決事項

- (1) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理に関すること(入居、明渡し、家賃の決 定及び駐車場の使用料の決定に関することを除く。)。
- (2) 宅地建物取引業者の免許に関すること。
- (3) 宅地建物取引士資格の登録に関すること。
- (4) 住宅瑕疵担保責任履行に係る届出等の処理に関すること(宅地建物取引業者からの

届出等に限る。)。 住宅計画課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ [略]

[略]

10 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

|第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) • (2) [略]

2 <u>まちづくり再生課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次 2 <u>まちづくり・産業再生課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること(他課等の主管に属する ものを除く。)。
- (3) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること(他課 等の主管に属するものを除く。)。

[略]

- 3 [略]
- 4 震災津波伝承課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の とおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 震災津波伝承施設の整備に関すること。
- (2) 東日本大震災津波の伝承に係る他の地方公共団体との連携に関すること。

伝承企画担当課長専決事項

(1) 震災津波伝承施設の運営に係る関係機関との調整に関すること。

(出納局の局長、副局長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 総務課の分掌事務について、<u>副局長、総括課長</u>、課長及び担当課長の専決できる事 項は、次のとおりとする。

副局長専決事項

- (1) [略]
- (2) 設計額2億5,000万円以上の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(

- (3) 一時借入金の借入れに関すること。
- (4) 決算及び証書類を監査委員の審査に付すること。
- (5) 指定代理金融機関の指定又はその取消しに係る指定金融機関からの意見の聴取に関
- (6) 収納代理金融機関の指定又はその取消しに関すること。

指導担当課長専決事項

(1) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

管理課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 営業用資産を承継した者等の物品購入等に係る競争入札参加者の資格の認定に関す
- (3) 用品調達基金における用品の購入 (予定又は見積りの価格3,500万円未満の用品の購 入に限る。)及び払出しに関すること。
- (4) [略]
- (5) 物品の処分(貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。)に関すること。
- <u>(6)</u> [略]
- <u>(7)</u> [略]
- <u>(8)</u> [略]
- <u>(9)</u> [略]
- <u>(10)</u> [略]
- <u>(11)</u> [略]
- (12) [略]
- <u>(13)</u> [略]

出納担当課長専決事項

- (1) 会計事務の情報管理に関すること。
- (2) 岩手県収入証紙の売りさばき人の指定又はその取消しに関すること。
- (3) 岩手県収入証紙の売渡高及び収納額の報告に関すること。
- (4) 岩手県収入証紙の交付に関すること。

(農林部長等専決事項)

第36条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農政部、農政部農林振興センター及び農林部農林 振興センターの農村整備室長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する 技術主幹にあっては同項の表16の項から28の項までに掲げる事項(農業農村整備事業に係 るものに限る。)を、宮古農林振興センター及び二戸農林振興センターの林務室長にあっ ては同表19の項、20の項、26の項から28の項まで(治山事業等に係るものに限る。)及び 35の項から37の項までに掲げる事項を、林務室岩泉林務出張所長にあっては同表19の項(設計額1,000万円未満のものに限る。)、35の項及び36の項に掲げる事項を専決することが できる。
- 3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄 3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄

地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。) に関すること

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 物品購入等に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格 を除く。) に関すること。
- (3) 用品調達基金における予定又は見積りの価格が会計規則第106条の表に定める額を超 える用品の購入に関すること。
- (4) [略]
- <u>(5)</u> [略]
- <u>(6)</u> [略]
- <u>(7)</u> [略]
- <u>(8)</u> [略]
- <u>(9)</u> [略]
- <u>(10)</u> [略]
- <u>(11)</u> [略]
- <u>(12)</u> [略]

管理担当課長専決事項

- (1) 営業用資産を承継した者等の物品購入等に係る競争入札参加者の資格の認定に関す ること。
- (2) 用品調達基金における用品の購入(予定又は見積りの価格が会計規則第106条の表に 定める額を超えない用品の購入に限る。)、払出し及び支出命令に関すること。
- (3) 物品の処分(貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。)に関すること。

入札課長専決事項

- (1) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名に関すること。
- 2 会計課の分掌事務について、局長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする

局長専決事項

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 決算及び証書類を監査委員の審査に付すること。
- (4) 指定代理金融機関の指定又はその取消しに係る指定金融機関からの意見の聴取に関
- (5) 収納代理金融機関の指定又はその取消しに関すること。

指導担当課長専決事項

(1) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

出納担当課長専決事項

- (1) 会計事務の情報管理に関すること。
- (2) 岩手県収入証紙の売りさばき人の指定又はその取消しに関すること。
- (3) 岩手県収入証紙の売渡高及び収納額の報告に関すること。
- (4) 岩手県収入証紙の交付に関すること。

(農林部長等専決事項)

第36条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農政部及び農政部農林振興センターの農村整備室 長並びに沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあっては同項の 表16の項から28の項までに掲げる事項(農業農村整備事業に係るものに限る。)を、宮古 農林振興センター及び二戸農林振興センターの林務室長にあっては同表19の項、20の項、 26の項から28の項まで(治山事業等に係るものに限る。)及び35の項から37の項までに掲 げる事項を、林務室岩泉林務出張所長にあっては同表19の項(設計額1,000万円未満のもの に限る。)、35の項及び36の項に掲げる事項を専決することができる。

掲げるとおりとする。

[略]

センターに置く室の長 農政部又は農林部の農林振興センター農村整備室長

4 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第51条 農業研究センターの所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 所長専決事項

- (1) <u>副所長</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) <u>副所長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 副所長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

副所長専決事項

- (1) 部長及び部に属さない職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長及び部に属さない職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長及び部に属さない職員の休暇その他の服務に関すること。

$2 \sim 5$ [略]

(研究室長等共通専決事項)

第52条 農業研究センター<u>技術部南部園芸研究室</u>、農業研究センター畜産研究所外山畜産研 | 第52条 農業研究センター<u>園芸技術研究部南部園芸研究室</u>、農業研究センター畜産研究所外 究室及び農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の休暇その他の服務(農業研究センター技術部南部園芸研究室長にあっては、 軽易なものに限る。)に関すること。

2 • 3 [略]

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第54条 中央農業改良普及センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) <u>副所長</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) <u>副所長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) <u>副所長</u>の休暇その他の服務に関すること。
- 2 中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。
- 3 農業改良普及センター普及サブセンター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長 別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長 等共通専決事項(第5条、第30条-第32条関係)

				Ī		権者	<u>z</u>				
事務	副長	局	部等	長	置	の	セタ所	ンー長	タにく	ンし置室長	備考
[略]										,	
19 1億5,000万円未満		[略	.]								次に掲げる者に限る。
の補助金又は交付金											1 [略]
(別に定めるものを											2 センターに置く室の
除く。)の交付決定											長等にあっては、地域
等(補助事業又は交											振興センター管理主幹
付金の対象事業が2											、宮古農林振興センタ
以上の広域振興局の											一林務室長 <u>、大船渡農</u>
所管区域にわたる場											林振興センター農村整
合を除く。)											<u>備室長</u> 並びに二戸農林
											振興センターの農村整
											備室長及び林務室長

に掲げる職をいう。別表第5において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第5に┃ に掲げる職をいう。別表第5において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第5に 掲げるとおりとする。

> [略] | センターに置く室の長 | 農政部農林振興センター農村整備室長

4 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第51条 農業研究センターの所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

$2 \sim 5$ [略]

(研究室長等共通専決事項)

山畜産研究室及び農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事 項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の休暇その他の服務(農業研究センター園芸技術研究部南部園芸研究室長にあ っては、軽易なものに限る。)に関すること。

2 • 3 「略]

(農業改良普及センター普及サブセンター所長専決事項)

第54条 農業改良普及センター普及サブセンター所長の専決できる事項は、次のとおりとす る。

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

等共通専決事項(第5条、第30条-第32条関係)

		1	専決権を	旨			
事務	副局長	部長等	部置室長	セタ所長	タにく	予る副にく	備考
[略]					ı		
19 1億5,000万円未満	[略	{]					次に掲げる者に限る。
の補助金又は交付金							1 [略]
(別に定めるものを							2 センターに置く室の
除く。)の交付決定							長等にあっては、地域
等(補助事業又は交							振興センター管理主幹
付金の対象事業が2							、宮古農林振興センタ
以上の広域振興局の							一林務室長並びに二戸
所管区域にわたる場							農林振興センターの農
合を除く。)							村整備室長及び林務室
							長

₱項(第5条、第 ————	第30条、第35条関係)								,	事項
				専決	権者					
			副	部	部に置	センタ				
事 務	条項	内容	局長	長	く室の長	クー所長	備	考		
[略]	<u> </u>			<u> </u>	<u>l</u>	I	1		1	
12 土壌汚染対	[略]									12
	第3条第5項、第4 条第1項、第12条第	[略]								第
)の施行に関	·)
する事務	、第16条第1項から 第2項は容異な第20									す
	第3項まで及び第20 条第6項									
	[略]									
	第4条第3項及び第	[略]								
	5条第1項	2.42								
	第7条第1項	汚染の除去等の		[略]						
		<u>措置</u> の指示								
	第7条第4項	<u>指示措置等</u> の命 令		[略]						
	第12条第4項	[略]								
	第19条第1項	[略]								
									_	
35の2 [略]	[略]									350
										350
										<u> YE</u>
										<u>\$</u>
										<u>4</u>
										<u>第</u>
										<u>行</u> <u>彩</u>

[略]			
[略]			

||表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決

			<i>导∂</i>	と権者		
事務	条 項	内 容	副局長	部に置く室の長	センター所長	備
[略]						
12 土壌汚染対	[略]					
策法(平成14	第3条第5項 <u>及び第</u>	[略]				
年法律第53号	<u>7項</u> 、第4条第1項					
)の施行に関	、第12条第1項から					
する事務	<u>第4項</u> まで、第16条					
	第1項から第3項ま					
	で及び第20条第6項					
	(同条第9項におい					
	て読み替えて準用す					
	る場合を含む。)					
	[略]	T				
	第3条第8項、第4	[略]				
	条第3項及び第5条					
	第1項					
	第7条第1項	<u>汚染除去等計画</u>	[略]			
		の提出の指示				
	第7条第2項	<u>汚染除去等計画</u>	<u>O</u>		<u>O</u>	
		の提出の命令				
	第7条第3項	変更後の汚染除	<u>O</u>		<u>O</u>	
		去等計画の受理				
	第7条第4項	汚染除去等計画	[略]			
		の変更の命令				
	第7条第5項	期間の短縮及び 通知	0		<u>O</u>	
	第7条第8項	実施措置の命令	0		<u>O</u>	
	第7条第9項	実施措置の報告	0		0	
		の受理			_	
	第12条第5項	[略]	<u> </u>	1	1	
	[略]	<u> </u>				
	第19条	[略]				
	第55条	公共の用に供す	0		0	
		る施設の管理を			-	
		行う者への協議				
[略]			<u> </u>	<u>ı </u>	1	
35の2 [略]	[略]					
35の3 住宅宿	第2条第1項ただし	住宅宿泊事業実	<u>O</u>		<u>O</u>	
泊事業法施行	<u>書</u>	施制限解除の認				
条例(平成30		<u>定</u>				
年岩手県条例	第2条第3項	認定の取消し	<u>O</u>		<u>O</u>	
第51号)の施	第2条第4項	<u>公表</u>	<u>O</u>		<u>O</u>	
行に関する事						
<u>務</u>						
35の4 住宅宿	第3条第3項(同条	通知	<u>O</u>		<u>O</u>	
	第7項において準用					
	する場合を含む。)					
- 1 - 1 - 4 1 - 4 - 7 - 7 - 1 - 4	7 4 M A A A A A					

										手県規則第	<u>1</u>	納の受理						
										号) の施行	こ 第7条	届出の受理			0	<u>C</u>)	
										関する事務	第8条	認定通知書	の再		0	<u>C</u>)	
												<u>交付</u>			_			
 6 [略]	[略]								1	36 [略]	[略]	2317						
	[#1]								1		[H]]							
[略]									╛╽	[略]								
[略]										[略]								
第5 広域振	興局長委任事項並びに	当該事項に係	る副局	昂長及	び農	政部長	等専決	事項	(第 5	別表第 5 広域拡	長興局長委任事項並び	こ当該事項に係	る副原	引長及	び農	政部县	長等草	厚 決事項
条、第30条、	第36条関係)								_	5条、第30条、	第36条関係)	T.						
				専	決権	者								専	決権	者		
						せ	:										セ	
					部	ン	/								部		ン	
					に	セタ									に	セ	タ	
					置	ンー	-								置	ン	_	
事務	条項	内 容	副	部	<	タに	. 備	考		事務	条項	内 容	副	部	<	タ	に	備者
7 1/3		1.7	局	長	室	一 置		, ,		7 10		1,3,71	局	長			置	VIII
			長	K									長	X				
					の	所く									の	所	<	
					長	長									長	長	室	
					等	σ,)								等		の	
						長	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>				_	長	
[略]										[略]								
3 土地改良法	[略]									33 土地改良	去 [略]							
の施行に関す	- 第18条第16項及び	[略]						[略]	1	の施行に関	す 第18条第17項及び	ド [略]						[略]
る事務	第17項(第68条第	2.42								る事務	<u>第18項</u> (第68条第							
O 7-101	4項及び第84条に									0 7 1/1	4 項及び第84条							
	おいて準用する場										おいて準用する場							
	合を含む。)並び										合を含む。)並び	Ĭ.						
	に第54条第3項及										に第54条第3項及	支						
	び第4項(第84条										び第4項(第84多	ŧ						
	、第96条及び第96										、第96条及び第9	6						
	条の4において準										条の4において2	生						
	用する場合を含む										用する場合を含む	9						
	.)										.)							
	0 /											油体眼坛书				$\overline{}$		
											第29条の2第4項	決算関係書	-	<u>O</u>	<u>O</u>	0		
							_					類の受理						
	第29条の3第1項	[略]									第29条の4第1円	[略]						
	(第84条において										(第84条において							
	準用する場合を含										準用する場合を含							
	t.)										む。)							
	[略]										[略]							
	第36条第8項 (第	[略]					-				第36条第9項(第	育 [略]						
		「石口」																
	84条において準用										84条において準月	H						
	する場合を含む。										する場合を含む。							
))							
											[略]							
	[略]								4	[略]								

同組合法(第48条第2項(第92条

同組合法(第48条第2項(<u>第86条</u>

[略]

昭和23年法	<u>第2項、</u> 第92条第3項		
律第242号	、第96条第3項及び第		
)の施行に	100条第3項において準		
関する事務	用する場合を含む。)		
	第48条第4項(<u>第86条</u>	[略]	
	<u>第2項、</u> 第92条第3項		
	 、第96条第3項及び第		
	100条第3項において準		
	用する場合を含む。)		
	,		
	 [略]		
	第63条第1項(第86条	[略]	
	第 3 項、第 92 条 第 4 項	[파다]	
	第3項、第92米第4項、第96条第4項及び第		
	100条第4項において準		
	用する場合を含む。)	5.4.7	
	第66条の2 (<u>第86条第</u>	[略]	
	<u>3 項、</u> 第92条第 4 項、		
	第96条第4項及び第100		
	条第4項において準用		
	する場合を含む。)		
	第68条第2項(<u>第86条</u>	[略]	
	<u>第4項、</u> 第96条第5項		
	において準用する場合		
	を含む。)及び第91条		
	第2項(第100条第5項		
	において準用する場合		
	を含む。)		
	第68条第5項(<u>第86条</u>	解散届出の受理	[略]
	第4項及び第96条第5		
	項において準用する場		
	合を含む。)及び第91		
	条第5項(第100条第5		
	項において準用する場		
	合を含む。)		
	第69条第2項 (<u>第86条</u>	[略]	
	<u>第4項、</u> 第92条第5項		
	、第96条第5項及び第		
	100条第5項において準		
	用する場合を含む。)		
	,		
	第87条の2第1項(第	 [略]	
	第67条の2第1項(第 100条第1項において準	[뉴턴]	
	用する場合を含む。)		
	下りの場合を含む。)		
[略]			
	[ht]		
/n pro T24		Гш々 Л	
	第8条、第8条の2、	[略]	
同組合法施	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	
同組合法施行細則(昭	第8条、第8条の2、	[略]	
同組合法施 行細則(昭 和41年岩手	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	
同組合法施 行細則(昭 和41年岩手 県規則第81	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	
同組合法施 行細則(昭 和41年岩手 県規則第81 号)の施行	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	
同組合法施 行細則(昭 和41年岩手 県規則第81	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	
同組合法施 行細則(昭 和41年岩手 県規則第81 号)の施行	第8条、第8条の2、 第9条 <u>、第10条</u> 及び第	[略]	

昭和23年法	第3項、第96条第3項				
律第242号	及び第100条第3項にお				
)の施行に	いて準用する場合を含				
関する事務	む。)				
	第48条第4項(第92条	[略]			
	第3項、第96条第3項				
	及び第100条第3項にお				
	いて準用する場合を含				
	む。) <u>及び第84条の7</u>				
	第2項				
	_ [略]				
	第63条第1項(第92条	[略]			
	第4項、第96条第4項	C4417			
	及び第100条第4項にお				
	いて準用する場合を含				
	む。)				
	第66条の2 (第92条第	Гш⁄а Л			
		[略]			
	4項、第96条第4項及				
	び第100条第4項におい				
	て準用する場合を含む、				
		5-4-3			
	第68条第2項(第96条	[略]			
	第5項において準用す				
	る場合を含む。)及び				
	第91条第2項(第100条				
	第5項において準用す				
	る場合を含む。)				
	第68条第5項(第96条	解散の届出の受理	咯]		
	第5項において準用す				
	る場合を含む。) <u>、第</u>				
	85条の4第2項及び第				
	91条第5項(第100条第				
	5項において準用する				
	場合を含む。)				
	第69条第2項(第92条	[略]			
	 第5項、第96条第5項				
	 及び第100条第5項にお				
	いて準用する場合を含				
	む。)				
	第85条の2第4項	設立の届出の受理	<u>O</u>	<u>O</u>	
	第85条の5第3項	合併の届出の受理	0		
	第86条の9	組織変更の届出の受	<u></u>		
	21002100	理	<u></u>	<u>)</u>	
	第87条の2第1項(第	[略]			
	第87条の2第1項(第 100条第1項において準 100条第1項において準 100条第1項において準 100条第1項において準 100条第1項において準 100条第1項において 100条第1列において 100条第1列において 100条第1列において 100条第1列において 100条列に表す 100条列に表	ᆫᄦᆸᅬ			
	用する場合を含む。)				
	[略]				
[略]	http: 0 /2 / http: 0 /2 - 0	Γm.6σ ¬			
	第8条、第8条の2、	[略]			
	第9条及び第12条から				
行細則(昭	第18条まで				
和41年岩手					
県規則第81					
号) の施行					
に関する事					
務					
[略]					

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第 6条関係)

区 分	事務	条 項	内 容
保健所長	[略]		
	18 旅館業法施行条例(昭	第5条第2項並	
	和45年岩手県条例第43号	びに <u>第11条第1</u>	
)の施行に関する事務	項及び第2項	
	[略]		
	31 医療法(昭和23年法律	[略]	
	第205号)の施行に関す	第12条	[略]
	る事務	第16条	宿直の免除の許可
		第18条	[略]
		第24条第1項	[略]
		第25条第1項	[略]
		第25条第2項	診療録等の提出の命令
			病院に係るものを除く。
)
		[略]	
	32 [略]	[略]	
	33 [略]	[略]	
	[略]	l	
 [略]			

区 分	事務	条 項	内 容					
保健所長	[略]							
	18 旅館業法施行条例(昭	第5条第2項並						
	和45年岩手県条例第43号	びに <u>第7条第1</u>						
)の施行に関する事務	項及び第2項						
	[略]	<u>'</u>						
	31 医療法(昭和23年法律	[略]						
	第205号)の施行に関す	第12条	[略]					
	る事務							
		第18条	[略]					
		第23条の2	人員の増員の命令及び第					
			務停止命令(病院に係る					
			ものを除く。)					
		第24条第1項	[略]					
		第24条の2第1	必要な措置の命令(病院					
		<u>項</u>	に係るものを除く。)					
		第24条の2第2	業務停止命令(病院に依					
		<u>項</u>	るものを除く。)					
		第25条第1項	[略]					
		第25条第2項	診療録等の提出の命令]					
			び立入検査(病院に係る					
			ものを除く。)					
		[略]						
	32 [略]	[略]						
	32の2 医療法施行規則(第9条の15の2	速やかに診療を行う体制					
	昭和23年厚生省令第50号		の確保の認定					
) の施行に関する事務							
	33 [略]	[略]						
	[略]							

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

のとおりとする。

[略]

室長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

- <u>(4)</u> [略]
- <u>(5)</u> [略]
- (6) [略]
- <u>(7)</u> [略]
- (8) [略] (9) [略]
- <u>(10)</u> [略]

[略]

用地課長専決事項

(1)・(2) [略]

- <u>(3)</u> [略]
- (4) [略]
- <u>(5)</u> [略]

[略]

 $2 \sim 10$ [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次 第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

[略]

室長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 特定所有者不明土地に係る土地使用権等の取得並びに収用及び使用の裁定に関する

こと。

- <u>(5)</u> [略]
- <u>(6)</u> [略]
- <u>(7)</u> [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略] <u>(11)</u> [略]

[略]

用地課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の規 定による特定所有者不明土地への立入りの許可に関すること。
- <u>(4)</u> [略]
- <u>(5)</u> [略]
- <u>(6)</u> [略]
- [略]

2~10 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決 別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決

			専決権者						専	央権者	í	
事	務 条 項	内容易	に置く室の	と が 様 考	事	務	条項	内 容	副局長	<	センター所長	備
[略]					[略]							
56 精神保	健及び精 第31条	[略]		[略]	56 精神保	と健及び精	第31条第1項	[略]				[#
神障害者	福祉に関				神障害者	福祉に関	第31条第2項	報告の徴収又は資		0	<u>O</u>	
する法律	の施行に				する法律	め施行に		料の請求等				
関する事	務				関する事	務						
[略]					[略]							
[略]					[略]							
長第13 広場		うち保健福祉部に属す		長委任事項	第 別表第13 広	域振興局以	以外の出先機関の	うち保健福祉部に属	属する出	先機队	■の長	委任事
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務	うち保健福祉部に属す 条 項		·長委任事項 容	第 別表第13 広 6条関係) 区 分		事務	うち保健福祉部に属	属する出	先機	内々	
長第13 広境 6条関係)	事務	条 項			第 別表第13 広 6 条関係)	[略]	事 務	条項	属する出	先機関		
長第13 広域 6条関係) 区 分	事 務 [略] 49 健康増進法(平成	条 項 [略]	内		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健	事 務康増進法(平成	条 項 [略]			内;	
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条			第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条</u> (先機 [略]	内;	
長第13 広域 6条関係) 区 分	事 務 [略] 49 健康増進法(平成	条 項 [略] 第22条 [略]	[略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事 務康増進法(平成	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条</u> [略]	<u>07</u>	[略]	内;	
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条	内		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条</u> [略] 第24条第1項 <u>及び</u>	<u>07</u>		内;	
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略]	[略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条</u> [略] 第24条第1項 <u>及び</u> 条の9第1項	<u>の7</u> 第25	[略]	内名	容
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略]	[略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条及び第25条 [略] 第24条第1項及び 条の9第1項 第25条の5第2項	<u>の7</u> 第25	[略]「略]	内	の命令
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略] 第24条第1項	[略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条(</u> [略] 第24条第1項 <u>及び条の9第1項</u> 第25条の5第2項	<u>の7</u> 第25 奥	[略]「略]	内 第二 中止等(公表及)	の命令
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略] 第24条第1項 第27条第1項(第29	[略] [略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条(</u> [略] 第24条第1項 <u>及び</u> 条の9第1項 第25条の5第2項 第25条の8	<u>の7</u> 第25 <u>喫</u> 動 29条	[略]「略]	内 第二 中止等(公表及)	の命令
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略] 第24条第1項 第27条第1項(第29章 第2項及び第32条第	[略] [略] 条 [略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条及び第25条([略] 第24条第1項及び 条の9第1項 第25条の5第2項 第25条の8 第27条第1項(第	の7 第25 <u>喫</u> 動 29条 第3	[略]「略]	内 第二 中止等(公表及)	の命令
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略] 第24条第1項 第27条第1項(第29章 第2項及び第32条第 項において準用する	[略] [略] 条 [略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 <u>及び第25条(</u> [略] 第24条第1項 <u>及び</u> 条の9第1項 第25条の5第2項 第25条の8	の7 第25 <u>喫</u> 動 29条 第3	[略]「略]	内 第二 中止等(公表及)	の命令
長第13 広域 6条関係) 区 分	事務 [略] 49 健康増進法(平成 14年法律第103号)の	条 項 [略] 第22条 [略] 第24条第1項 第27条第1項(第29章 第2項及び第32条第	[略] [略] 条 [略]		第 別表第13 広 6条関係) 区 分	[略] 49 健 14年	事務 康増進法(平成 法律第103号)の	条項 [略] 第22条及び第25条 [略] 第24条第1項及び 条の9第1項 第25条の5第2項 第25条の8 第27条第1項(第 第2項及び第32条 項において準用す	の7 第25 <u>喫</u> 動 29条 第3	[略]「略]	内 第二 中止等(公表及)	の命令

附則

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年6月1日から、表3の項の改正部分は同年7月1日から施行する。